

基本仕様書

1 契約件名

市内産農水産物の周知及び消費拡大に係る広報業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 目的

食に対する関心が高い層、インバウンドなどをターゲットに、飲食店を通じた市内産農水産物の周知を図り、もって将来的な消費を拡大させること。

5 業務内容（概要）

(1) ターゲットに応じた広報の充実

次のターゲットに応じた広報を実施すること。

※「★」の数は、重点的に取り組むべき程度を意味するものとする。

① 食に対する関心が高い層への広報★★★★

ア 地産地消に対する関心や知名度が高い飲食店を、食に対する関心が高い層に向けたメディア媒体（紙及びWEB）に掲載すること。その内容は、店舗情報、料理人インタビュー、当該店舗の市内産農水産物を利用するメニューを含めた企画とし、消費者が市内産農水産物の消費に関心を持つようなものとする。

イ アの飲食店に対して、市内産農水産物を更に使用してもらうように促すこと。

② インバウンドへの広報★★

ア インバウンド（特に個人旅行者が多い国）に向けて、各種メディア媒体（主にWEB）を用い、インバウンドに人気のある飲食店について、店舗情報とともに、市内産農水産物を利用するメニューをPRすること。

イ インバウンド（特に個人旅行者が多い国）に向けて、各種メディア媒体を用い、インバウンドに人気のある市内産農水産物を原料等とする加工品について、商品情報をPRすること。

(2) 効果的な情報発信★★★

市内産農水産物を利用する飲食店・加工品について、独創的かつ注目を集めるような縦型ショート動画（30秒程度）をアップロードするなど、SNS等を活用したインパクトがあり効果的なPR方法を検討し、実施すること。

(3) 本企画実施後の広報効果の調査★

本企画で紹介した飲食店に対し、市と協議のうえで作成したアンケートを実施し、集計結果を報告すること。

(4) 認定事業者の新規開拓及びグッズの活用促進★

市内産農水産物及びその加工食品等を利用するものとして、市が認定する事業者（以下、「認定事業者」という。）の新規開拓を行うとともに、認定事業者の店舗において、市が製作した市内産農水産物をPRするグッズの店舗内外への掲示・活用について、理解を促すこと。

(5) 店舗情報のホームページ掲載、情報更新業務★

① 新たな認定事業者の取材を行い、市の指定するホームページ（以下、「うまかもんホームページ」という。）に店舗情報を掲載すること。

② 既存の認定事業者の情報（移転・閉店、営業時間の変更等）に変更が生じた場合には市に報告するとともに、うまかもんホームページの変更（非公開処理など）を適宜行うこと。

6 留意事項

(1) 広報店舗数等

① 5(1)①、5(1)②の広報は、それぞれ4店舗以上とし、5(2)の広報は、概ね月に4店舗程度とする。

② 紹介する店舗等は、市と協議のうえ決定すること。

(2) 認定事業者の基準

5(4)に規定する認定事業者の基準は以下のとおりとなっている。

ア 認定の対象となる店舗の所在地が市内であること。

イ 市内産農水産物及びその加工食品等を販売、または材料とした食品を提供していること。

ウ イについて利用者に分かるようPRしていること。

エ 認定事業者について、ホームページや広報誌等により紹介する事を承諾すること。

オ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) ホームページに掲載する店舗情報

① 以下の内容について、現在記載されている情報に加えて、消費者がより関心を持つように充実を図ること。

- ・ジャンル ・エリア ・住所 ・営業時間 ・定休日 ・駐車場 ・連絡先
- ・ホームページリンク ・店舗画像 ・メニュータイトル ・メニュー画像
- ・メニュー説明

② うまかもんホームページは WordPress により編集すること。

6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

7 成果物

(1) 制作した広報物や記事等のデータ

全ての業務終了後に、この委託で制作した広報物や記事等のデータをとりまとめて提出すること。

(2) 事業所一覧

新たな認定事業者及びうまかもんホームページ掲載状況の一覧を印刷物及び電子媒体（エクセル）で提出すること（様式：別表Ⅰ）。

(3) 実施報告書

実施内容及び成果等を記載した報告書を印刷物及び電子媒体（エクセル・ワード）で提出すること。なお、成果は、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

8 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。

(2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。

(4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。

- (5) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

9 その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、市と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (5) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（2009年10月発行）に従うこと。

新規認定事業者一覧表

[illegible]

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（O Aソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報と正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。